

2. 介護施設等の災害復旧について

ア 被災地の復旧・復興にあたって

東日本大震災を踏まえ、介護施設等の災害復旧事業（第1次補正予算で563億円を計上）等を活用し、着実に被災地の復旧に取り組んでいただいているところである。

本格的な復興にあたっては、政府の復興基本方針において「被災地における地域包括ケアの体制整備」が掲げられており、上記の災害復旧事業の活用とともに、都道府県補助事業、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した新たな施設整備や介護基盤復興まちづくり整備事業（第3次補正予算で28.5億円を計上）を活用した在宅サービス等を行う拠点の整備等を行うこと等により、被災地の復興に取り組んでいただきたい。

特に全半壊施設の復旧・復興にあたっては、亡くなられた方が多数おられることや、移転先にまとまった土地の確保が困難といった事由により、必ずしも同規模の施設を復旧するのではなく、形を変えた復旧・復興を行うことも考えられるため、被災施設や被災地の実状に応じた復旧・復興のあり方をご検討願いたい。

なお、このような復旧・復興に当たってのモデル的事例となるものについて、現在検討しているところであり、追ってお示ししたいと考えている。

イ 全半壊施設等の移転改築協議について

沿岸部で津波等の被害により全半壊した施設については、復旧が円滑に進んでいない状況もあり、このような状況を踏まえ、「東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業における取扱いについて」（平成23年11月18日厚生労働省大臣官房会計課事務連絡）を発出し、建築規制地区や集団移転地区等である等の理由により、設置者が移転改築を希望する際に、厚生労働省への協議を行うことによる個別対応を可能としたところである。

さらに、「東日本大震災で被災した社会福祉施設等の移転改築に係る協議について」（平成23年12月13日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）を発出し、自治体が

個別協議を行う際の雛形や必要書類を示したところであり、被災県におかれては、これらの協議を円滑に進めていただき、被災施設・事業所の再建が早期に達成されるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

ウ スプリンクラーの使用方法的な事前把握について

一般の震災に関連し、一部の施設において、スプリンクラーの配管が破損し、当該破損配管からの放水の止め方等を十分に把握できていないため、施設内が水浸しになったような事例も見受けられた。

このような事例を踏まえ、災害時にスプリンクラーを正確に取り扱えるよう、管内各施設に対し、事前にスプリンクラーの使用方法的な把握するよう周知願いたい。

エ 東日本大震災発生による介護施設等への節電対策について

平成23年度における夏期（平成23年7月1日～9月22日の9時～20時）の節電に関しては、経済産業省より、東京電力・東北電力管内の被災地を除く大口需要家（契約電力が500KW以上）に対し、昨年と同時間帯・同時期における使用最大電力量の15%以上削減するという目標値が提示され、介護施設等においても、節電対策にご協力をいただいたところである。

今夏における方針については、まだ経済産業省より示されていないが、今年度と同様かそれ以上の取組をしなければならない可能性があるため、都道府県、指定都市、中核市の担当者各位におかれては、管内市町村及び介護施設等への周知をしていただき、利用者の処遇に影響を与えない範囲において、節電の協力をお願いしたい。

<介護施設等において節電効果があった取組事例>

- ・一部のエレベーターの稼働を停止
- ・カーテン（グリーンカーテン含む）の設置
- ・冷蔵庫内の設定温度を「弱」に設定

- ・ 温水器やウォシュレットの電源をオフ
- ・ 作業分散化による最大電力量の抑制
- ・ 節電の成果を職員へ周知 等

<関係リンク先>

- ・ 電気事業法第27条による電気の使用制限の緩和について
(経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

- ・ 今冬の節電について (節電.jp)

<http://jigyo.setsuden.go.jp/winter/about/>

- ・ でんき予報 (東京電力ホームページ)

<http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html>